

令和8年度上峰町結婚新生活 活支援事業

新婚生活を応援します！

最大
60万円！

～ 令和9年3月31日まで申請を受付ます ～

1. 補助対象世帯



※ただし、予算に達し次第受付を終了します

①～④又は⑤の要件を満たす世帯（詳しくは裏面をご参照下さい）

① 令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること

③ 夫婦の所得が合わせて500万円未満であること

※奨学金を返済している場合は、令和7年中に返済した奨学金の額を夫婦の所得から控除

④ 夫婦ともに町が指定する講座等を受講すること（裏面参照）

⑤ その他、上峰町が定める要件を満たすこと（裏面参照）

⑥ 令和7年度上峰町結婚新生活支援事業により補助を受けた額が補助上限額に達しなかった世帯

2. 対象費用（婚姻日又はR8.4.1のいずれか遅い日以降に支払った費用）

● 上記①～④に該当する世帯

・ 住宅賃貸借費用

・ 引越費用

・ 住宅購入・リフォーム費用

（婚姻日から起算して1年以内に購入・リフォームした住宅も対象になります）

合算した額になります

● 上記⑤に該当する世帯

・ 令和7年度事業の補助上限額から補助を受けた額を差し引いた額

3. 申請方法



必要な手続や書類については、下記お問合せ先かホームページにてご確認ください。

申請が可能かどうかについては裏面のチェックシートもご利用ください。

【お問合せ先】

上峰町役場 政策課

住所：佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383-1 電話番号：0952-52-2182



結婚新生活支援事業補助金チェックリスト

申請資格（下記の①又は②に該当すること）

① 下記の全てに該当すること

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出している。
- 夫婦共に婚姻日時点で39歳以下である。
- 夫婦の所得額が合算で500万円未満である。
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は所得から差し引く。
- 申請日時点において、夫婦の双方又は一方が上峰町内の対象住居に住民票がある。
- 町民税等の滞納がない。
- 暴力団排除条例等に該当しない。
- 夫婦共に次に掲げるもののうち、少なくとも1以上を実施すること。
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセクションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座の受講（男性の家事・育児参画のための講座含む。）

② 下記に該当すること

- 令和7年度上峰町結婚新生活支援事業により補助を受けた額が、上限額に達しなかった。

申請書類（上記②に該当する世帯は下記※の書類の提出を省略できます。）

- ※婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ※住民票の写し
- ※申請日時点で発行されている直近の所得証明書
- ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済した額が確認できる書類
- ※町民税等に関する滞納がない証明書（夫婦分）
- 住宅の賃貸借契約書、領収書等の写し（住宅賃貸借費用の場合）
- 住宅手当支給証明書（様式2号）（住宅賃貸借費用の場合）
- 住宅の売買契約書、領収書等の写し（住宅購入費用の場合）
- ※住宅の工事請負契約書、領収書等の写し（住宅リフォーム費用の場合）
- 引っ越しに係る領収書等の写し（引越費用の場合）
- 免許証等の写し
- 通帳、キャッシュカード等の写し

その他の書類が必要になる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。